

現場説明書

1. 工事名 「道の駅」都城物産館外解体工事
2. 工事概要 設計図参照
3. 設計変更 数量、その他軽微な変更による工事金の増減はしない。
施工上当然必要となる事項については、設計図書の表記がない場合も施工者の負担とする。
4. 質 疑 質疑がある場合には、2月6日(月)12時まで一般財団法人都城圏域地場産業振興センターへ電子メールで提出すること。(提出先:info@jibasen.com)
質疑に対する回答は翌日以降、一般財団法人地場産業振興センターのHP(<http://jibasen.com>)に掲載する。
5. 諸 検 査 工事内容及び工事目的物に関する検査は、すべて施工者の負担において行う。
6. 疑 義 工事施工中に疑義が生じた場合は、速やかに発注者と協議し、承諾を得て施工すること。
7. 諸 手 続 工事に先立ち、所定の諸届を行うこと。
8. 現場管理
 - ① 工事施工及び廃材処分は法令を遵守し、届出等についても必要に応じて行うこと。
 - ② 現場の整理整頓は、毎日責任をもって行い、事故、盗難、火災等の発生等のないよう管理すること。
 - ③ 都城圏域地場産業振興センター敷地内で、国発注の「道の駅」休憩施設及び駐車場整備が工事中であるため、「道の駅」都城休憩施設整備の受注者と十分な協議をおこない工事に支障がでないよう努めること。
また、工事車両の事故防止を徹底するとともに、必要に応じて仮囲いやバリケード等の措置を行う
 - ④ 着工前に工事現場周辺の状況を十分調査し、本工事による騒音、振動等による被害の防止に努め、必要に応じて事前に近隣建物等の防護補強措置を行うこと。
 - ⑤ 近隣からの苦情・要望については微細なことについても誠意をもって対処すること。また、必要に応じて、事前に近隣住民に工事内容の説明を行うこと。
9. 提出書類 工事に関する提出書類は別途指示する。
10. 現状復旧 工事に関連した既存部分は、工事完了後速やかに、着工前の原状に復旧すること。工事周辺の土面等は着工前のGLまで同質の良質土にて整地を行うこと。
11. 火災保険等 火災保険、建設工事保険その他の保険の加入期間は、工事着手の日から工事完成期限後14日までの期間とする。
12. 特記事項
 - ① 工事写真の提出部数、サイズ、ネガ等については発注者の指示による。
 - ② 施工にあたっては施工計画書を提出し、発注者の確認を得て施工すること。
 - ③ 現場と図面等の不整合、施工不可能な事項が発生した場合は発注者と協議を行い、承諾を得て施工すること。
 - ④ 工事用水道、電力は施工者で負担すること。
 - ⑤ 完成図の提出はA2二つ折製本2部及びA3縮小二つ折製本2部とする。
 - ⑥ 各事項の円滑な運用のため、全工事にわたる安全衛生協議会を設置する等、安全衛生管理体制を整え、工事の計画的な進捗と安全管理を徹底すること。
 - ⑦ 本工事以外にも、別途、都城市の発注工事があるので、お互いに協力して工事の完成に努力すること。
 - ⑧ この現場説明書に記載があるもののほか、詳細は【別紙1】による。

【別紙 1】

- 1 本工事における工事積算参考資料(内訳書)は、入札者の積算の便宜をはかるためのものであり、あくまで参考資料として提供する。
- 2 着工までに同参考資料に金額を入れた内訳明細書を受注者に提出すること。
- 3 着工に先立ち、現況の測量を行い、敷地境界、地盤高、排水勾配、公益施設(上下水・電柱・ガス等)の調査を行い、配置施工図作成・承諾後に着手すること。
- 4 現場への進入口は一般車両の通行も多いので、工事車両や重機等の通行及び乗り入れに十分配慮すること。また、歩道の通行者等にも細心の注意を払い、安全確保における仮囲い等の配置も含めて十分な協議・検討を行った上で施工すること。
- 5 着工に先立ち、また完了後、再資源利用[促進]計画書(実施書)を入力した電子データをCD等で提出すること。
- 6 工事材料の購入および下請負人の選定に当たっては、市内に主たる営業所を有する者の中から選定するよう努めること。
- 7 下請負契約を締結する場合には、下請負金額にかかわらず速やかに施工体制台帳を作成し、一部下請通知書を提出すること。再下請契約を締結する場合についても同様とする。
- 8 本工事に関して提供した積算参考資料及び設計図書、図面等は本工事の積算以外の目的に使用したり、第三者に提供したりしてはならない。
- 9 既存建材等にアスベスト含有材があるため、必要となる諸届の提出や適切な処置をおこなった上で解体工事を実施すること。
- 10 本工事において、備品の処分を行うこととしているが、対象となる備品リストは別添のとおりとなる。処分品目や数量等に変更が生じる可能性があるため、発注者と十分に協議すること。
- 11 既設污水管が、施設本体と近接して敷設されているため、本工事实施の際は十分に留意すること。
- 12 時計台の撤去については、寄贈者が引き取りますので、撤去時期、方法、運搬等について協議すること。